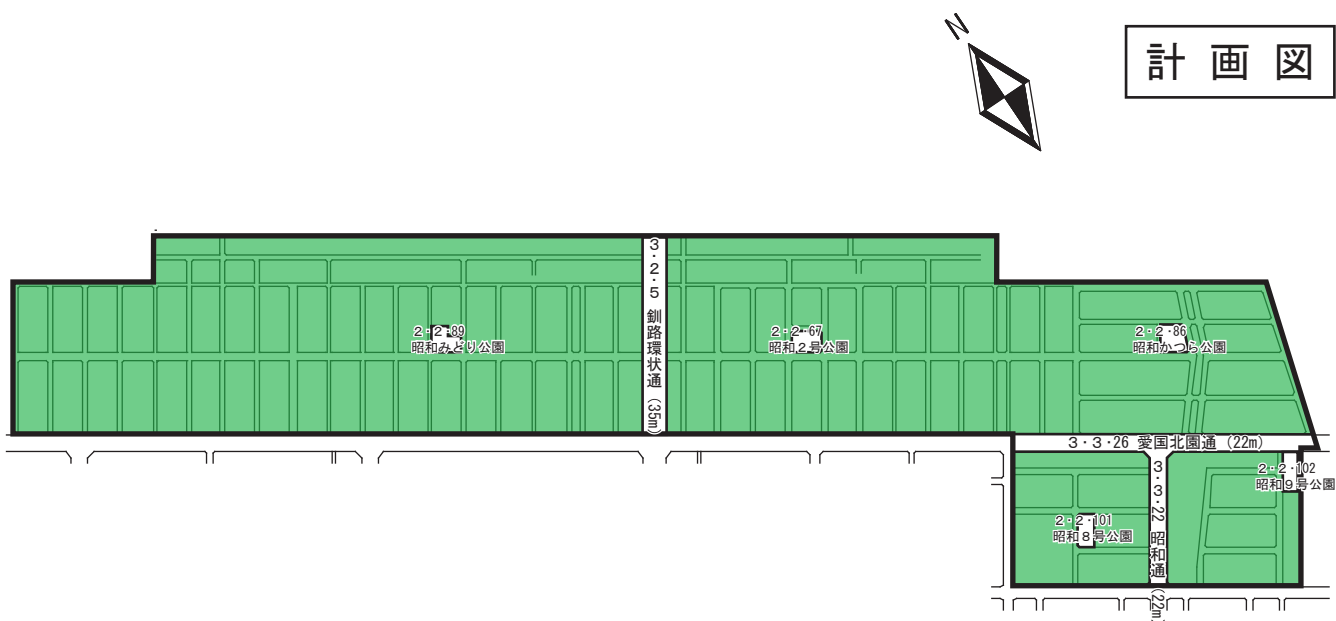
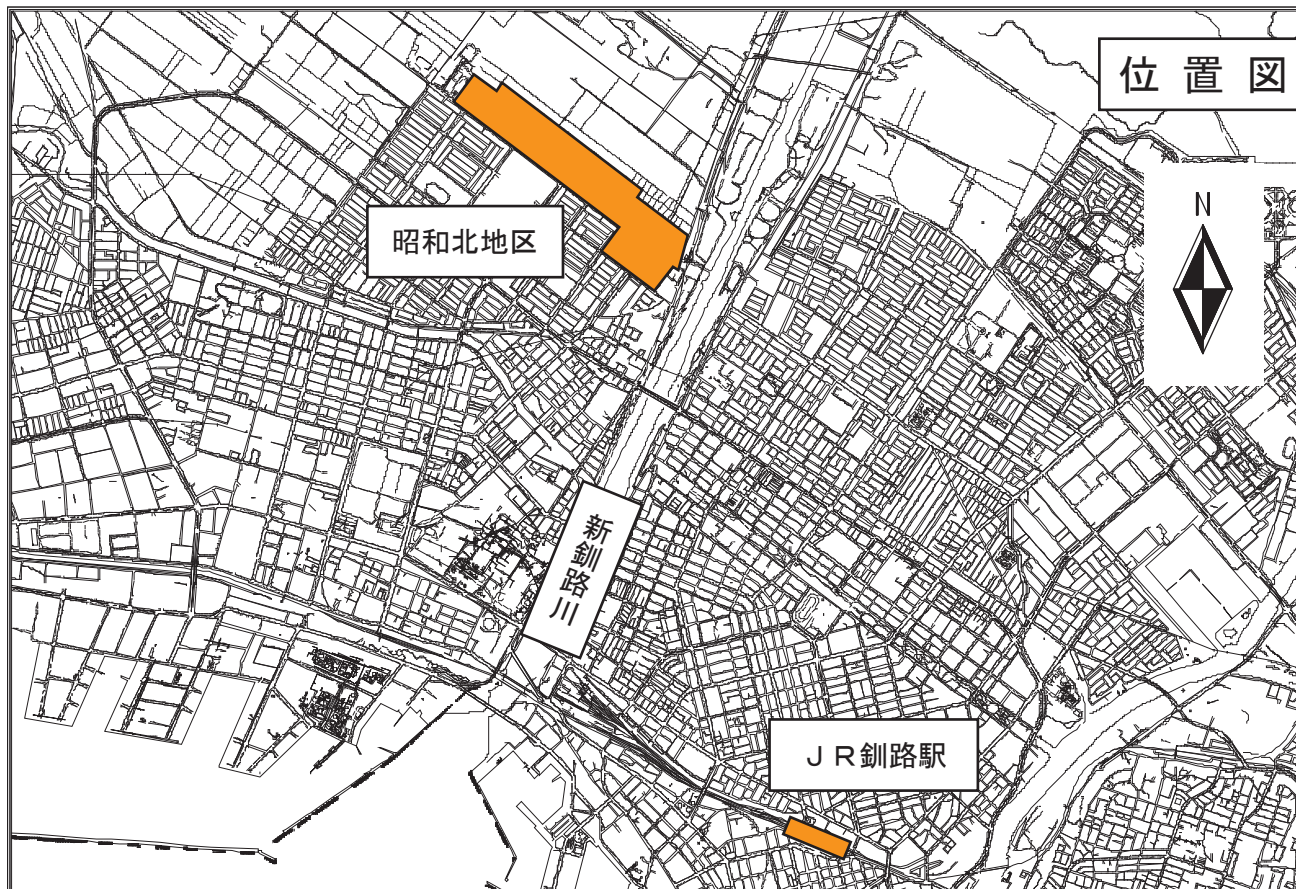
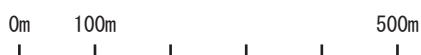


釧路圏都市計画 昭和北地区 地区計画



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域



釧路圏都市計画 昭和北地区 地区計画

1 地区計画の方針

名称	昭和北地区地区計画	
位置	釧路市昭和北1丁目、2丁目、3丁目、昭和中央1丁目の一部、2丁目の一部	
区域	計画図表示のとおり	
面積	47.2ha	
地区計画の目標	<p>当地区はJR釧路駅から北西約5kmに位置しており、昭和40年代から昭和50年代にかけて、戸建住宅を中心として整備された住宅地である。</p> <p>本地区計画は、用途地域の変更に伴い、建築活動の適正な誘導による必要な生活スペースの確保や地域コミュニティの形成、防災、利便性にも配慮した緑豊かでうるおいのある良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用の方針	既に形成されている戸建住宅地として、居住環境の維持・保全及び向上を図り、地区の特性に応じた適正な土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1 周辺環境との調和や共同住宅における必要な空地の確保を図るため「建築物の建ぺい率の最高限度」を定める。</p> <p>2 ゆとりあるまちなみの形成に必要な敷地の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。</p> <p>3 閑静なまちなみにふさわしい景観の形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。</p>

2 地区整備計画

地区の名称	昭和北地区	
地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域の面積	44.7ha	
建築物等に関する事項	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の4（ただし、3戸以上の長屋、共同住宅に限る。）
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡（ただし、3戸以上の長屋、共同住宅に限っては330㎡とする。）
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の外壁・屋根は、刺激的な色彩又は装飾を避け、美観・風致を損なわないものとする。</p> <p>2 自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。</p> <p>(1) 建築物に表示する広告・看板類で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 表示面積（表示面が2以上の場合はその合計）が2㎡を超えるもの</p> <p>イ 建築物の高さを超えるもの</p> <p>ウ 刺激的な色彩又は装飾により美観・風致を損なうもの</p> <p>(2) 独立して築造設置する広告塔・広告板類（突き出し広告、三角柱広告、立て看板類を含む。）で、前号アからウまでのいずれかに該当するもの</p>
備考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	